

平成24年度 第22回 役員会議事要旨

日 時 平成25年1月9日（水） 10時28分～10時39分

場 所 学長室

出席者 学長，瀬口理事，中島理事，岩本理事，宮崎理事，緒方理事

欠席者 なし

陪席者 川上監事，向井監事，後藤学長室長

- 学長から，平成24年度第19回，第20回及び第21回役員会議事要旨の確認依頼があった。

【 協議事項 】

(1) 国立大学法人佐賀大学役員退職手当規程の一部改正について

学長から，本件は，本学役員退職手当規程を一部改正するための案件である旨の説明があった。

次いで，岩本理事から，民間における退職給付の支給の実績に鑑み，国家公務員の退職手当の支給水準の引下げを行うための国家公務員退職手当法の一部改正に準拠することに伴い，所要の改正を行うものである旨及び平成25年1月1日に遡及して適用する旨の説明があった。

引き続き，人事課長から改正内容の詳細な説明があり，協議の結果了承され，直近の経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(2) 佐賀大学短期留学プログラム規程の一部改正について

学長から，本件は，本学短期留学プログラム規程を一部改正するための案件である旨の説明があった。

次いで，国際課長から，本学国際戦略構想に基づき，英語による授業に加え日本語による授業での本プログラムの再構築を行い，また，入学資格及び受入人数の拡大を図り，より多くの外国の大学に在籍する学生の受入れができるよう，所要の改正を行うものである旨の説明があった。また，本改正については，平成24年12月25日開催の国際交流推進センター運営委員会において審議了承されている旨，さらに，本日の資料には，大学院生の受入れに伴う規定修正の部分で，さらに追加表記すべき内容があるため，今後，教育研究評議会には適切に加筆修正を行い提出する旨の説明があり，協議の

結果了承され、直近の教育研究評議会及び同評議会後の役員会で審議することとなった。

(3) 国立大学法人佐賀大学の中期計画の変更について

学長から、本件は、平成25年度経済学部改組に伴う入学定員の減（275人→260名）により国立大学法人佐賀大学の中期計画を変更するために文部科学省へ変更の認可申請を行うものである旨の説明があった。

次いで、総務部長から、改組概要について、2課程を3学科とし入学定員を275名から260名へ変更したこと、また、国立大学法人法第31条第1項の規定に基づき変更手続きを行うものである旨の説明があり、協議の結果了承され、直近の教育研究評議会、経営協議会及び同協議会後の役員会で審議することとなった。

(4) その他

特になし。

【 報告事項 】

特になし。

【 その他 】

特になし。

以 上